

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
祭日、  
の翌日)

## 目 次

◇条 例 鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する  
条例(高齢者対策課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手  
数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例(衛生課)

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例(建築課)

鳥取県特別県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例(〃)

◇規 則 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一  
部を改正する規則(建築課)

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価  
を定める規則を廃止する規則(耕地課)

公布された条例等のあらまし

◇鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立介護実習普及センターの設置及びその  
管理に関する事項について定めることを目的とすることとし  
た。

### 二 設置(第二条関係)

高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉  
用具の普及を図るため、鳥取県立介護実習普及センター(以下  
「介護センター」という。)を鳥取市に設置することとした。

### 三 業務(第三条関係)

介護センターは、次に掲げる業務を行うこととした。

(一) 高齢者の介護に関する意識の啓発に關すること。

(二) 高齢者の介護に関する知識及び技術の普及に關するこ  
と。

(三) 福祉用具の普及に關すること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、高齢者介護に關する  
意識の啓発及び能力の向上並びに福祉用具の普及に關し必  
要な業務

### 四 禁止行為(第四条関係)

介護センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない  
こととした。

(一) 介護センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又  
はそのおそれのある行為をすること。

(二) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする  
こと。

(三) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

四 その他知事が別に定める行為  
措置命令(第五条関係)

知事は、介護センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、介護センターを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 管理の委託(第六条関係)

知事は、介護センターの施設設備の保全及び三の(一)から(四)までに掲げる業務の実施に関する事務を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託することとした。

七 規則への委任(第七条関係)

この条例に定めるもののほか、介護センターの管理に関する事項は、規則で定めることとした。

八 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

一 保健所及び衛生研究所において行う水質試験の区分並びに使用料及び手数料の額を次のとおり変更することとした。

		現 行		改 正 後	
	区 分	金 額	区 分	金 額	
(2) 定例試験	1 飲用水 定量試験	一成分につき 一、二二〇円	1 飲用水 定量試験	ア 塩素イオン他五成分 (項目) イ カドミウム他二十一成分 (項目) ウ フタル酸ジエチルヘキシル他五成分 エ シマジン他十二成分 オ 四塩化炭素他二十一成分	一成分又は一項目につき 一、二二〇円 一成分又は一項目につき 三、四六〇円 一成分につき 九、一八〇円 一成分につき 一六、一〇〇円 一成分増すごとに六、四〇〇円を加算する。
(1) 全項目試験	簡易水道用水又は上水道 用水試験	一件につき 一三三、四三〇円	(廃止)		
		一件につき 三、八八〇円			

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
 三 この条例は、平成五年十二月一日から施行することとした。

<p>2 下水、河川水等                  定量試験                  ア 簡易なもの                  イ 複雑なもの</p>	<p>一成分につき 七一〇円                  一成分につき 二、一八〇円</p>
<p>2 下水、河川水等                  定量試験                  ア 水素イオン濃度他三成分(項目)                  イ 生物化学的酸素要求量他十九成分(項目)                  ウ チウラム他二成分                  エ ジクロロメタン他十成分                  オ シマジン他二十七成分                  カ PCB</p>	<p>一成分又は一項目につき 七一〇円                  一成分又は一項目につき 七三〇円                  一成分につき 一六、六七〇円                  一成分増すごとに三、五八〇円を加算する。                  一成分につき 一九、三一〇円                  一成分増すごとに五、五七〇円を加算する。                  一成分につき 一九、四九〇円                  一成分増すごとに四、九四〇円を加算する。                  一件につき 二二、八九〇円</p>

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 一 次の県営住宅を廃止することとした。

名 称	位 置
花町団地	境港市花町

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 特別県営住宅の一月の家賃の額を次のとおり引き上げることとした。

名 称	一月の家賃額	
	現 行	改 正 後
城南特別団地	二一、七〇〇円	二四、九〇〇円
寿特別団地	二三、四〇〇円	二六、三〇〇円
越殿特別団地	二五、三〇〇円	二九、一〇〇円
上福原第一特別団地	二二、二〇〇円	二四、八〇〇円
上福原第二特別団地	二三、七〇〇円	二六、五〇〇円

二 この条例は、平成五年十一月一日から施行することとした。

◇鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例

一 鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例は、廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 花町団地の家賃に関する規定を削除することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則を廃止する規則

一 国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則は、廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立介護実習普及センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉用具の普及を図るため、鳥取県立介護実習普及センター(以下「介護センター」という。)を鳥取市に置く。

(業務)

第三条 介護センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 高齢者の介護に関する意識の啓発に関すること。
- 二 高齢者の介護に関する知識及び技術の普及に関すること。
- 三 福祉用具の普及に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉用具の普及を図るため必要な業務

(禁止行為)

第四条 介護センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 介護センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 三 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 四 その他知事が別に定める行為

(措置命令)

第五条 知事は、介護センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、介護センターを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第六条 知事は、介護センターの施設設備の保全及び第三条各号に掲げる業務の実施に関する事務を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託する。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、介護センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中

四 水質試験

1 飲用水

(一) 一般試験

(1) 理化学的試験

(2) 細菌学的検査

(二) 成分試験

(1) 定性試験

(2) 定量試験

(三) 簡易水道用水又は上水道用水試験

(1) 全項目試験

(2) 定例試験

2 下水、河川水等

(一) 成分試験

(1) 定性試験

(2) 定量試験

ア 簡易なもの

イ 複雑なもの

(二) 細菌学的検査

一件につき 三、二一〇円  
一件につき 一、四四〇円

一成分につき 四二〇円  
一成分につき 一、一二〇円

一件につき 二三、四三〇円  
一件につき 三、八八〇円

一成分につき 五二〇円

一成分につき 七一〇円  
一成分につき 二、一八〇円

一件につき 二、一四〇円

四 水質試験

1 飲用水

(一) 理化学的試験

(1) 一般試験

(2) 定性試験

(3) 定量試験

ア 塩素イオン、硬度、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量、遊離炭酸又は濁度

一件につき 三、二一〇円  
一項目につき 四一〇円  
一成分又は一項目につき 一、一二〇円

を

イ カドミウム、水銀

セレン、鉛、砒素、

六価クロム、シアン、

硝酸性窒素及び亜硝

酸性窒素、弗素、亜

鉛、鉄、銅、ナトリ

ウム、マンガン、陰

イオン界面活性剤、

フェノール類、アル

ミニウム、ランゲリ

ア指数、ニッケル、

アンチモン、硼素又

はモリブデン

ウ フタル酸ジエチル

ヘキシル、ホルムア

ルデヒド、ジクロロ

酢酸、トリクロロ酢

酸、ジクロロアセト

ニトリル又は抱水ク

ロラール

エ シマジン、チオベ

ンカルブ、イソキサ

チオン、ダイアジノ

ン、フェニトロチオ

ン、イソプロチオラ

ン、クロロタロニル、

プロピザミド、ジク

ロルボス、フェノブ

カルブ、クロルニト

ロフェン、イプロベ

ンホス又はE P N

オ 四塩化炭素、一・

一成分又は一項目につき 三、四六〇円

一成分につき 九、一八〇円

一成分につき 一六、一〇〇円  
一成分増すごとに六、四〇〇円を加算する。

一成分につき 一七、一〇〇円

二―ジクロロエタン、  
 一・一―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・二―トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、一・三―ジクロロプロペン、一・一・一―トリクロロエタン、二―メチルイソボルネオール、ジェオスミン、トランス―一・二―ジクロロエチレン、トルエン、キシレン、P―ジクロロベンゼン又は一・二―ジクロロプロパン

カ チウラム  
 キ 総トリハロメタン  
 ク その他のもの

2  
 (一) 細菌学的検査  
 下水、河川水等  
 (二) 理化学的試験  
 (1) 定性試験  
 (2) 定量試験

一成分増すごとに五、九〇〇円を加算する。

一件につき 一八、一〇〇円  
 一件につき 二五、〇〇〇円  
 その都度知事が定める額  
 一件につき 一、四四〇円  
 一項目につき 五二〇円

に改

ア 水素イオン濃度、浮遊物質、溶存酸素又は塩素イオン  
 イ 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、ノルマルヘキササン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、クロム、弗素、全窒素、全磷、カドミウム、全シア、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀又はセレン  
 ウ チウラム、オキシ銅又はアシュラム  
 エ ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・三―ジクロロプロパン又はベンゼン

一成分又は一項目につき 七二〇円

一成分又は一項目につき 三、五三〇円

一成分につき 一六、六七〇円  
 一成分増すごとに三、五八〇円を加算する。  
 一成分につき 一九、三一〇円  
 一成分増すごとに五、五七〇円を加算する。



オ シマジン、チオベ  
ンカルブ、イソキサ  
チオン、イソフェン  
ホス、クロルピリホ  
ス、ダイアジノン、  
トリクロルホン、ピ  
リダフェンチオン、  
フェニトロチオン、  
イソプロチオラン、  
イプロジオン、エト  
リジアゾール、キャ  
プタン、クロロタロ  
ニル、クロロネブ、  
トルクロホスメチル  
フルトラニル、ペン  
シクロン、メプロニ  
ル、テルブカルブ、  
ナプロパミド、ブタ  
ミホス、プロピザミ  
ド、ペンスリド、ペ  
ンフルラリン、ペン  
ダイメタリン、メコ  
プロップ又はメチル  
ダイムロン

カ PCB  
キ その他のもの  
細菌学的検査

一件につき 二、三、八九〇円  
その都度知事が定める額  
一件につき 二、一四〇円

める。

附 則

この条例は、平成五年十二月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県

条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一花町団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例

鳥取県特別県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二一、七〇〇円」を「二四、九〇〇円」に、「二三、四〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二六、五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成五年十一月一日から施行する。

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表花町団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則を廃止する規則

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則  
(平成元年九月鳥取県規則第六十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。